

令和6年5月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和6年5月14日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時43分

- 5 出席した教育長及び委員
 - 花田 忠雄 教育長
 - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
 - 吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
 - 笠原 陽子 委員
 - 佐藤 麻子 委員
 - 常陸 佐矢佳 委員

- 6 出席職員

教育局長	落合 嘉朗
県立高校改革担当局長	田熊 徹
教育監	濱田 啓太郎
副局長	羽鹿 直樹
総務室長	宮田 一男
行政部長	高安 賢昌
指導部長	増田 年克
生涯学習部長	信太 雄一郎
企画調整担当課長	鈴木 寿則
管理担当課長	高橋 慶吏
行政課長	飯田 馨
高校教育課長	渡貫 由季子
保健体育課長	磯貝 靖子
子ども教育支援課長	長田 裕一郎
学校支援課長	吉野 哲也
特別支援教育課長	片山 葉子

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

教育委員会 5月定例会 会議日程

日時 令和6年5月14日(火) 9時30分から

場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室
(オンライン会議システムを併用)

1 議事

日程第1

定教第10号議案 令和6年第2回県議会定例会への提案に係る意見の申出について

定教第11号議案 令和6年第2回県議会定例会への提案に係る意見の申出について

定教第12号議案 令和6年第2回県議会定例会への提案に係る意見の申出について

日程第2

報第3号 第16期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について

2 協議・報告事項

報告1 令和5年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する調査結果について

報告2 令和5年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果等について

教育委員会 5月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 5月定例会を開会いたします。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりまして、有効に成立しています。
本日の会議録署名委員ですけれども、吉田委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

吉田委員 (了解)

教育長 本日の議題ですけれども、日程第1として「令和6年第2回県議会定例会への提案に係る意見の申出について」ほか2件の付議案件があります。
また、日程第2として「第16期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について」の報告案件があります。
さらに、協議・報告事項として「令和5年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する調査結果について」ほか1件の報告があります。
お諮りをいたします。本日の日程のうち、日程第1の定教第10号議案から定教第12号議案までの各議案は、知事への申出に関する案件です。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入ります。
また、日程第1の定教第10号議案及び定教第11号議案は関連する案件ですので、続けて説明を受けた後、一括して質疑を行うこととしたいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでははじめに、進行の関係から協議・報告事項の報告1に入ります。

令和5年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態
把握に関する調査結果について

説明者 飯田行政課長

行政課長

ファイル05をお開きください。「令和5年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する調査結果について」報告します。

1/18ページをご覧ください。はじめに、「Ⅰ 調査の概要」です。この調査は平成18年度から実施しており、令和3年度からは、わいせつ事案防止対策有識者会議の提言を踏まえて、調査回数を年1回から2回に拡充しています。それでは、令和5年度の調査結果を報告します。「Ⅰ 調査の概要」に記載しております、「1 調査の目的」「2 調査対象」「3 調査対象期間」「4 調査内容」「5 調査方法」は資料記載のとおりです。

2/18ページをお開きください。次に、「Ⅱ 調査の結果」のご報告の前に調査結果の取りまとめ方法の変更についてご説明します。昨年度、本調査について県議会に報告した際「調査報告内容は回答結果を集計して概説するもので、再発・未然防止に具体的に結び付く分析内容とはなっていない。アンケートの回答の結果、判明した情報についての集計・分析がなされていない」とのご意見をいただきました。そこで、今回の調査結果の集計から、回答学校数、回答者の属性、特定された教職員の属性などの分析を行うこととし、本報告に記載してあります。

「1 生徒を対象とした調査」についてご説明します。「(1) 回答状況」です。無効回答も含めた全回答数は586件で、昨年度より128件増加しました。そのうち、有効回答数は238件で、昨年度より41件増加し、内訳の性別は資料記載のとおりですが、回答率については、生徒1,000人当たりで換算すると5.1人、有効回答率は2.1人という状況です。「(2) 被害状況」です。「①被害の内訳」ですけれども、有効回答数238件のうち、「自分自身が被害を受けた」は99件、「他の生徒が被害を受けた」は74件、「学校生活以外でのセクハラについて悩んでいた、困っていたりすることがある」は65件でした。「②自分自身が被害を受けた」という回答のセクハラの実態については、「先生」が43件、「生徒」が45件、「部活動の指導者」が3件、「その他」8件です。「その他」の内訳は表の枠外に記載のとおりです。

3/18ページをお開きください。「③自分自身が被害を受けた」という回答の主な行為者別被害内容ですけれども、「先生」が行為者となっているものについては、「必要もないのに体を触られた」が15件、「性的なからかいや冗談などを言われた」が12件、「生徒」が行為者となっているものについては、「必要もないのに体を触られた」が17件、「携帯電話などで性的なメッセージや画像を送られた」が13件などとなっております。「(3) 被害の回答に対する当該校の調査結果」ですが、有効回答238件の全てについて、県教育委員会から当該校の校長に回答内容を速やかに連絡し、調査及び対応を依頼したところ、「先生」を行為者とする被害は、回答件数83件中、35件

(30人)について特定しました。特定件数は昨年度より7件(11人)の増加です。行為者が判明した場合は、当該教職員を校長が直接指導し、判明しなかった場合でも、

教職員全体や学年集会等を通じて生徒に対する注意喚起を行うなどの措置を講じました。

4/18ページをお開きください。「2 教職員等を対象とした調査」です。この調査は、教職員が生徒に対して行ったセクハラについての自己申告と目撃情報になります。「(1) 回答状況」です。県立学校166校中、5校から6件の回答がありました。

「(2) セクハラ行為の内容」は、「生徒との距離感の近さ」が3件、「必要のない身体接触」が3件などでした。こちらについても、行為が特定できたものについては、校長は、当該教職員に対する指導等の措置を講じました。

「Ⅲ 総括」です。生徒を対象とした調査の回答件数は先ほどの説明のとおりですが、学年別に見ると、学年が上がるごとに少なくなり、3学年が最も低いという状況でした。「自分自身が被害を受けた」ものの行為者は、「先生」・「生徒」いずれも増加しています。学校でのセクハラ行為には、男性教員から女子生徒に対してだけではなく、同性間、生徒間のものもありました。「自分自身が被害を受けた」の具体的な内容は、「携帯電話などで性的なメッセージや画像を送られた」など携帯電話などによる被害の回答が増加しています。「自分自身が被害を受けてどうしたか」の具体的な内容は、「態度や言葉などで不快と感じたことを相手に伝えた」など、何等か報告や相談したという回答が増加しております。教員が行為者となっているものは、全体の件数で占める割合は令和4年度、5年度の調査分析結果を見ますと、50代、60代が多くなっていますが、例えば性別による決めつけなど、年代ごとに行為の態様に大きな違いはありませんでした。

最後に、「Ⅳ 今後の対応」です。本調査においては重大な事案はありませんでしたが、令和5年度は教職員による性犯罪、性暴力等による懲戒処分が11件に上り、セクハラ根絶に向けた取組の一層の強化が求められます。また、生徒間のセクハラ被害の訴えも増えていることから、各学校における、セクハラを許さない学校風土づくりに向けて、次のとおり取組を進めていきたいと考えております。

「1 セクハラ未然防止のための教職員向けの意識啓発」です。教職員対象の研修などについて、この調査結果を踏まえ、生徒が教職員のどのような言動をセクハラと捉えているのかを具体的に示して、注意喚起を行っていきます。

また、「2」に記載のとおり、行政課が発行しているリーフレットに今回の調査結果やその具体例を掲載し、各学校での校内研修等に活用していきます。

「3 生徒の意識向上に向けた啓発の徹底等」です。生徒間のセクハラや、学校生活以外での被害の訴えもあることから、調査実施時に配付する啓発資料などを活用して、生徒の意識向上を図るとともに、被害を受けた場合の相談方法の周知を図っていきます。

最後に、「4」に記載のとおり、教職員は生徒の人権を尊重した指導ができるよう、人権意識を高める研修を実施していきます。

なお、アンケート調査結果の詳細と調査資料などを、6/18ページ以降に添付しております。

私からの報告は以上です。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いします。

吉田委員 私が少し見落とし、あるいは少し解釈しきれていないのかもしれないのですが、高等学校・中等教育学校、特別支援学校に関して、何か特徴的な差はありますか。もっとはっきり言えば、特別支援学校の方がなかなか訴えにくいようなところがあったりするのではないかと予想するからなのかもしれませんが。

行政課長 2/18ページです。特別支援学校の回答件数で見ると4件となっていて、これは県立高校の状況と比べると、数が少ないこととなっています。一方で、委員のご指摘の具体的に訴えがあった内容を見ると、県立高校、特別支援学校、中等教育学校の後期課程において、具体的に訴えの内容に相違があったかということ、具体的に明らかな特別支援学校の特有のセクハラ被害を訴えるような内容はなかったという形で、調査分析をしています。なお、特別支援学校の生徒の回答内容が4件と少ないわけですが、調査に先立ち、生徒にも分かりやすく説明する、また、保護者向けの説明を行うなど、回答しやすいような取組を重点化しているところです。

吉田委員 おっしゃるとおりかと思います。そういった点から、どうしてもやはり訴えにくいのだろうという点が予想されるので、より配慮した聞き取り調査をして、やるべきだろうと思っていますので、よろしく願いいたします。というのは、私自身が特別支援学校の4校ぐらいの学校医として精神科相談等を受けて、比較的そういったようなことを感じる時があるので、実際の感想だけなので、具体的な形ではないのですが、よりそういった配慮をしてあげる必要があるのかと思うところがありますので、よろしく願いいたします。

行政課長 承知しました。6/18ページに校種別回答数、特別支援学校の回答状況を記載していますので、後ほどお目通しいただければと思います。

吉田委員 蛇足でしょうけど、どうしても精神科相談の中で、やはり、だんだんと性的にもそういった形で成長していく。そうすると、そういうことをしてはいけないという感覚が非常に乏しいので、やはり同じ生徒とか、あるいはいろいろな人に抱きついたりとか、いろいろなことがある。何も悪気がないようなことなので、母親として、父親としてどう対処してよいのかという相談は、私自身もえらく頭を悩ますところ。そういったものをただ単にセクハラだからいけませんだけでは、やはり解決していかないと思うので、もっと深くいろいろ検討していただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

下城委員 他にいかがでしょうか。

笠原委員 このアンケートの趣旨は、教員の方への周知・喚起と啓発も含め、生徒に対しても、セクハラ行為への知識・理解とともに、自身もそれをやらないようにという防止

の観点もあると思うのですが、結果のまとめにも書いてあったのですが、生徒間のセクハラが今回の調査の結果だと増えている。単純にその数字だけを見て、比較はできないのは分かるのですが、とはいっても増えている。その状況に対して、まず、事務局として対応しているのかということと、それから実際にこの後、リーフレット等を活用してということがあるのですけれども、その辺り、今回の調査結果を踏まえて何か特に今までとは違ったような対応を考えていることがあればお願いします。

行政課長

委員のご指摘のとおり、先生の方も増えているのですけれども、割合だけ見ても生徒が増えているかと。これは従前から認識していたのですが、今回改めて分析し、そういったことが明らかになった。生徒に対するセクハラについては、4月の段階で、総合教育センターが作ったリーフレットを配付して、セクハラ意識の向上に努めているところです。先ほど学年別の回答数の状況を言いましたけれども、1年、2年、3年に向けて回答率が減ってきています。これは一つの学校におけるセクハラ指導の成果というのがありますし、生徒の意識の向上というのがあるかと思えます。今回、ご報告した内容については、県立学校に対して周知していきますけれども、今年度の7月に実施予定の調査においても、生徒間のセクハラはこういった内容があると。特に行為別を見ると、携帯電話を使った、先ほど言ったセクハラ被害が増えています。そういった今回の調査分析の結果が明らかになったものを、7月の調査の実施時点でフィードバックしていく。また、今月も今回の調査結果を踏まえて不祥事防止啓発資料を各県立学校に送付する予定です。今回の5月に配付する資料については、今回の調査結果を踏まえてやっています。不祥事防止資料はあくまでも県立の先生向けの不祥事防止ですけれども、こういった内容を県立学校に速やかにフィードバックすることによって、生徒間に対するセクハラ防止にも取り組んでいきたいと思っています。

笠原委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。そのことが気になるのは9/18ページに、「学校生活以外でのセクハラについて、悩んでいたり、困ってたりすること」という中で、「セクハラへの不安」という部分の数値が意外にやはりあると思ひて、要はこれだけ調査をし、いろいろな啓発資料を配っていても、生徒の中には不安感がある。つまり環境というか、自分が置かれている状態の中で、日常的にそういうものに対する不安を抱いているということが非常に気になる場所です。行為として行われることはもちろんそんなのだけれども、不安感を抱いているという部分が、やはり改善されていくことも必要かと思ひるので、先生方にそれを配るときも、ただ結果として配るのではなくて、視点をある程度投げかけるというやり方もあろうかと思ひるので、是非、その辺りについてもお願ひをしたいと思います。

続けてよろしいですか。加害の部分で、「その他」に教育実習生が入っていたと思ひます。本学も各都道府県の人事の方が来て、教員の魅力を伝えていただいている機会があるのですが、例えば、そういうときに、こういう結果は伝えていられるのでしょうか。つまり、教育実習に行く前の段階なので、その時にこういうことがあるのだということを周知することによって、大学生、要は養成段階の学生たちに対しても、県

としてはこういう取組をしているし、現実にはこういう行為があって、生徒たちが悩んでいる状況があるということを知ること、とても大事だと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

行政課長 4月に総合教育センターの方でチェックシートみたいなものを作るときに、教育実習生向けのこういったセクハラ防止を喚起する資料も併せて周知しております。委員のご指摘のとおり、過去にそういった教育実習生の事例もあったと聞いていますし、学校に関わる教育実習生以外の、例えば部活動指導も含めてですけれども、そういった方々のセクハラ被害が、当然、あってはいけないはずですので、4月、教育実習生に対してこういう指導をしてくださいという話で、総合教育センターから送っています。それに合わせて教育実習生だけではなくて、教員に対しても合わせてやってくださいと出しました。私どもとしては、教育実習生に対しても必要なアプローチ、セクハラ防止の指導は引き続きやっていきたいと思っております。

笠原委員 以前からお話ししているように、やはり採用、研修、養成という一体的な取組の中で先生を育てていくことが重要であるとするならば、やはり養成段階の大学ときちんと連携をして、適時・適切な情報提供等の対応をするというのも、これからは不可欠になってくるのかという気がしますので、よろしくをお願いします。

下城委員 他にいかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員 データを見ると、有効回答数が回答数の半分以下です。どうしてそうなったのかと思うのですが、無効回答は何かと見ると、学校名を記載しているのだけれども、被害のところが選択されていないとか、特にないというところに印がついているということなのではあるのですが、もしかしたら中には、この学校には何か問題があると訴えたいけれども、その内容は言いたくないという子がいるのかもしれないと思います。アンケートフォームの選択を必須にする、何かの項目を選ぶことを必須にするか、あるいはこの学校に問題はあっても、具体的な内容は言いたくないという選択肢を一つ設けるとか。調査紙を見たのですが、調査紙にはきちんと「該当しない場合は、回答する必要はありません」と、電子も紙も書いてあるので、どうしてこんなに無効回答数が多くなったのかと気になったので申し上げました。

行政課長 委員のご指摘のとおり、私どももできるだけ多くの生徒に回答していただきたいという気持ちです。それは、以前は紙だったものを電子による回答にする、できるだけ回答に対する敷居を下げるといいますか、できるだけ回答しやすい環境づくりに取り組んできたところだと思います。今回アンケートということで先生方も説明していただいていると思うのですが、委員のご指摘のとおり、被害がなければ回答しなくてよいという形では周知しているのですが、無効回答の多くは、アンケートを見ますと、特になくても回答しなくてはいけないのではないかと感じてしまう生徒が、やはり一定数いるというのはあります。そういった部分で、今までのアンケートですと、

「特になし」を含めて回答するようなアンケートが多いので、生徒はその類推の中から、「特になし」でも該当する生徒がやはり一定数いるかと。先生の、生徒に対する説明の仕方を今後工夫していく必要があるかと思いますが、二点目の委員からご指摘のあった、言いにくいのだということです。実際、胸に抱えているものがあるのですけれども、実際は回答しにくいという部分も、できるだけ先ほど言ったとおり、電子も含めて回答しやすい環境づくりというのはやはり必要ですし、調査回答の項目も、必要に応じて今後また検討したいと思っております。今回、セクハラアンケートを年2回やりましたけれども、それ以外でも、総合教育センター、学校を含めて、複数の相談窓口があります。私どももセクハラアンケートだけで全て集計していこう、把握していこうという気もありませんので、そういった部分でいろいろな媒体を通じて、生徒がセクハラについて相談しやすい環境づくりを、調査回答項目も含めて検討していく必要があるかと思っております。

下城委員 他にいかがでしょうか。

常陸委員 生徒からの回答件数は、今回、かなり増加しているようなのですが、教職員を対象とした調査が、令和4年度から比較しても、回答があった学校数も8件から5件、本人の申告も半分で、ほか、教職員からの目撃情報も半分以下ということで、この辺りはやはり、なかなか回答しづらいというところが引っかかっているのかという気はするのですが、今回、半減した理由というのはどんなふうに考えていますか。

行政課長 これも平成30年度からだと思えますけれども、教職員に対する調査も併せてやる形になっています。当然、先ほどの生徒のセクハラ被害、確認もそうなのですが、教員の方が、例えば同僚職員のセクハラを見たときに、セクハラを目撃したという回答もあるでしょうし、一方で当然日々の教育活動で見ている部分がありましたら、当然その当該教諭とか管理職に対して、先生にこういった何か課題があるのではないかとといったような報告も上がってくるパターンがあると思います。ですので、この調査の回答件数が昨年より少なくなっているのは事実なのですが、教職員の方がセクハラ調査に回答しにくいということは一概には言えないのかという部分があります。ただ、そうはいつでも一定件数ありますので、教員に対しても、目撃情報等があれば積極的な回答をしてくださいという形にしていますので、回答しやすい環境づくりをしていきたいと思っています。また、これは今回、セクハラがどういった場所で行われていたかという話を見ると、授業中とか、こちらの部分もやはり先生がセクハラを行っている場合の実施場所として、やはり教室とかだと、目撃教員とかがなかなかいないのかと。一方で例えば、今回上がってきた部活動指導でありましたけれど、部活動指導を体育館の中でやって、他の先生がそうではないかという部分があれば、今回そういった報告が上がってきていますので、そういった部分で、教員が目撃できる範囲では一定の情報共有とか情報提供はいただいているのではないかと思います。

常陸委員 見逃していたら申し訳ないのですけれども、回答したことが、例えば、人事評価には影響しないといったような、回答するハードルを下げる記載というのはどこかにさ
れていたりはしたのですか。

行政課長 具体的に、18/18ページに教職員用調査の様式を記載して、質問用紙を添付していま
す。委員にご指摘いただいた内部通報者ですけれども、これによって、自分が不利益
を受けませんということでの記載はしていません。教職員の方からそういった部分も
懸念があるわけで、私どもは今は把握していませんけれども、委員のご指摘を踏まえ
て、どういったものを記載することによって、より多くの回答をいただけるかとい
うことは、引き続き検討していきたいと思えます。

常陸委員 よろしくお願いいたします。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では私からも。今、常陸委員からご質問のありました教職員のアンケート調査、昨
年、私も質問しましたけれども、教職員同士のセクハラがあったというのは、別のチ
ャンネルで教育委員会に直接訴えることができるという。だから今回のこれは、他の
教員が子どもに対して、あれはセクハラ行為、不適切行為なのではないかというのを
目撃したところをこのアンケートに載せるということですよ。だから、悪い言い方
をすると密告のようにも見えるのですが、ただ前回、去年、お尋ねしたのは、これを
校長先生宛に出さなくてはいけないというところがあって、それを校長先生あるいは
教頭先生等も含めて、幹部、上層部が適切に指導してくれるという学校であればよい
と思うのですが、そうではないと、やはり言いにくいということが出てくるのではな
いかという。その場合のチャンネルとして、もう一つ、教育委員会直通というものが
あれば、そちらに書ければよいのかとも思いますので、よいのですけど、先生が校長
先生にまず上げるというところがどうなのかというのは、去年も質問したところで
す。常陸委員のご質問にあたって思ったことです。

私からはあと二つ。一つは、生徒の間で、これをきっかけとして直接言える、相手
に、加害者に対して当事者が言葉で伝えられるようになったという数が増えている
と。ご報告にあったように、1年、2年、3年とだんだん件数が増えていっているの
は、教育の効果ではないかと。つまり、大人がきちんと、これはセクハラに当たるの
ですということを教育することによって、子ども同士で、それがこれぐらいよいでは
ないかとか、それをうるさく言うとかと、ぎくしゃくするのではなくて、きちんと言
えるようになったというのは、教育の効果として大変良いことではないかと思って伺
いました。

一方で、それにもかかわらず、教員の方は、やはり年齢が高い50代、60代になると
数が若干多いと。これは研修をきちんと聞いていないのか、それとも私は大丈夫だ
と、私はベテランだという、思い込みですよ。思い違いがやはり依然としてあるの
か。この層に対する研修をきちんと、もっと徹底しなくてはいけないというところ

は、まだ課題として残っているのだらうと思いますけれども、前回、あるいはその前、不祥事案件の多さに関して発言したように、教員に対する指導ということでストップするのではなく、もっと今回のこのセクハラに関しては、教員に対するリーフレットによる指導と、もう一つ生徒に対するリーフレットによる指導というのが非常に効果を出しているのではないかというのを最初に申し上げたところですが、だから学校全体として、このことに取り組んでいきましょうと、意識を高く持っていきましょう。上の世代でも、昔はこうだったとかというのは、もう許されない社会、時代を作っていくべきというので、一つこの間申し上げましたけれども、痴漢に遭う生徒はやはり中学生・高校生が多いと。新学期に電車の中でという件数が非常に多いのだと言われていることがありますので、それに対して、被害を受けただけではなくて、それを目撃した人も声を上げるということがとても大事なのですよということを、学校全体として、教育公務員というのは、社会よりももう一步高い倫理観を持たなくては行けないと繰り返し言ってきたことなのですが、生徒を守る立場、学校全体で守る、守らなくては行けないのだという、学校の外、電車の中でも守ってあげると意識を皆が持つとそれだけ目が光ることになりますので、そういう社会にしていかななくては行けない。一方で、教員はそういう高い倫理観を持って生徒を守るというだけでなく、生徒からは教員として見えているのだという、ここが大事ですよ。一対一の対等の関係で純粋な恋愛感情は許されるのだみたいな、そんな話ではなくて、教員と生徒、生徒から教員というのは特別な存在として見えているのだということを高い倫理観として持つ必要があるということも含めて、キャンペーンを大きくしていくことができないだろうかという。合わせて一緒に教育していくということが大事なのではないかと思った次第です。よろしくお願いします。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、報告は以上とします。次に進行の関係から協議・報告事項の報告2に移ります。

報告 2

令和5年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果等について

説明者 吉野学校支援課長

学校支援課長 ファイル06をお開きください。報告2についてご説明します。本件は、令和5年度に実施した学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果等について報告するものです。

まず、「I 令和5年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果について」の「1 県立学校における体罰調査」です。「調査の目的」「(1) 調査対象等」「(2) 調査対象期間」「(3) 調査方法」については資料に記載のとおりです。「(4) 調査の結果」ですが、調査によって把握した体罰事案は県立高等学校の1件でした。その概要ですが、枠囲みに記載のとおり、当該教諭は、授業内で小テスト

を実施中、横を向いていた生徒を注意する際、指導の気持ちが強まり、感情的になって、生徒の頭部を右手に持った教務手帳で1回叩いたという事案でした。当該生徒にけがはありませんでした。

なお、「(3) 調査方法」について補足ですが、7/18ページをご覧ください。こちらは、児童・生徒が使用する回答用紙ですが、【質問9】の「どのような体罰を受けましたか」という項目について、昨年度の教育委員会会議でのご意見で、「廊下に立たせるなども体罰に含まれるのではないか」、また、「項目が増えれば生徒も報告しやすくなるのではないか」といった意見をいただきましたので、今回、選択肢に「つねる」と「正座・直立など特定の姿勢を長時間にわたって保持させる」の二つを追加しました。

1/18ページにお戻りください。次に、「2 市町村立学校における体罰調査」です。政令3市を除く県内のすべての市町村教育委員会が、県の実施要項を参考に、各々の方法により体罰の実態把握調査を実施しました。「(1) 調査対象等」「(2) 調査対象期間」については資料に記載のとおりです。「(3) 調査の結果」ですが、調査によって把握した体罰事案はありませんでした。

2/18ページをご覧ください。次に、「Ⅱ 令和5年度の体罰事案の状況」です。令和5年度の体罰事案は、前述の体罰調査によって把握した県立高等学校の事案1件を加え、13件でした。下の表をご覧ください。内訳は、「1 県立学校」6件、「2 市町村立学校」7件です。この表は、体罰の発生した場面を、「授業中」「部活動中」などに区分して、学校種ごとに体罰の件数を記載しています。また、括弧内の数字は、体罰調査によって把握した件数を内数として表記しています。なお、県立学校の表の欄外の※(米印)二つ目に記載しておりますが、令和5年度の部活動中の3件について、そのうち2件は、「令和4年度以前に発生し、令和5年度に体罰と認定した事案」です。これは、体罰が発生したものの、年度をまたいで処分を行った事案について、これまでは、この報告資料上、どの年度にも件数は計上されておりましたが、今回の報告資料からは、それを改善し、年度をまたいで処分を行った事案については、処分を行った年度の体罰件数として計上し、今回のように※(米印)で、補足を入れることとしたものです。

3/18ページをご覧ください。次に「Ⅲ 総括」です。「1 県立学校」では、部活動中における体罰は前年度の1件から3件に増加しました。また、授業中における体罰、特別活動中における体罰、その他(昼休み・放課後等)における体罰は、いずれも前年度と同じ1件でした。次に、「2 市町村立学校」では、部活動中における体罰は前年度の0件から2件に、その他(昼休み・放課後等)における体罰は1件から3件に増加しました。また、授業中における体罰は前年度と同じ2件、特別活動中における体罰は前年度と同じ0件でした。

最後に、「Ⅳ 今後の対応」です。令和5年度の体罰は13件となり、今後も体罰の根絶に向けて、継続的に取組を進める必要があると考えております。また、各学校では、生徒指導や部活動において、次のとおり、体罰を認めない学校風土づくりに努めます。具体的には、「1 体罰の未然防止のための環境整備」として、複数の教職員間で相互チェックが働く体制の整備などを行います。「2 体罰防止リーフレットの

活用の促進」として、「体罰防止ガイドライン」のエッセンスを抜粋し、過去の事例を掲載した体罰防止リーフレットを各所属における研修で活用することとします。

「3 人権教育研修を実施」として、児童・生徒の人権を尊重した指導及び教職員の指導力の向上のため、教職員の人権感覚を高める研修を実施すること。「4 部活動指導等における体罰の防止」として、児童・生徒に対する体罰を根絶するという考えのもと、学校における不祥事防止研修などの各種研修等の場を活用し、体罰の防止に係る教職員の意識啓発を図ること。また、部活動インストラクター等の外部人材による体罰を防止するため、生徒と接触のある外部人材等に対して、生徒対応における留意事項の定期的な周知を行うこと。「5 体罰の根絶に向けた教育局と学校現場の連携」として、教育局と学校現場が緊密に連携し、体罰及びその疑いがあった場合には、校長等に対し、電話による確認や相談を実施し、必要に応じて訪問指導等を行うことなどにより、体罰を認めない学校風土づくりに努めていきます。

なお、4/18ページ以降は、参考として、体罰調査の調査用紙などを添付しております。

報告は以上です。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。佐藤委員。

佐藤委員 先ほど教務手帳で頭を叩いた事案で「指導の気持ちが強まり」とご説明いただいたのですが、強まったのは怒りの気持ちだろうと思うのです。そこで指導という言葉を使うのはあまり適切でないと思いました。

学校支援課長 はい。この件については、一旦最初に指導を一回生徒の方に入れていたのですが、それを聞かずにというところがあったので、多分その部分で少し怒りというものがあったのかと思っており、その部分も含めて、校長を含めた形での指導は教員の方にはしております。

佐藤委員 分かりました。

下城委員 他にいかがでしょうか。

吉田委員 体罰という形ですけど、暴言等は含まれますか。つまり、私は時により暴言というのは体罰以上にやはり精神的なダメージを与えるケースもあるのだと思うので、そういったものが含まれているのかという質問です。

学校支援課長 それもアンケートの回答の中にはありますが、それらは内容を一件一件全て精査して、体罰とは当たらないという判断をしております。

下城委員 他はいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 直接的なことではないのですが、この文章を拝見して、そして今、課長から説明があったところで、「IV 今後の対応」の中で、「1 体罰の未然防止のための環境整備」「(2) 管理職による校内の定期的な巡視」というのがあります。どういう言葉を選択するかというのは、やはり教育という場がどういう場なのかという基本的な認識と、基本的な人権感覚というのはとても大事だと思うのです。ですからこの場合、「巡視」という言葉は、私は適切ではないと思います。巡回をするとか、やはり我々教育委員会サイドも、どのような言葉を使って学校側に働きかけをするのかも、とても大事だと思います。無意識のうちに、先ほどの指導、佐藤委員がご指摘になったことも同じだと思うのです。やはりその辺りも、感覚をもう少し磨いて適切な言葉を選択しながら学校への支援、指導をしていくというスタンスを是非大事にさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

学校支援課長 ご指摘ありがとうございます。その辺の意識の問題は我々も含めて、やはりこれからより良いものに改善していかなければいけないと思いますので、参考にします。

下城委員 少し関連してよろしいですか。言葉の問題なのですが、課長の説明に、一つ前の吉田委員のご質問に対して、「暴言等については中身を精査して、体罰と認定しなかった」という発言があったと思うのですが、認定するというのは、教育委員会が認定するというのでは駄目なので、体罰というアンケートで上がってきたものに対しては全部対応しなくてはいけないというのが今は原則だと思います。ハラスメントと一緒に、体罰と感じたという声が上がってきたらそれは全部体罰だと考えて、それを認定するとか認定しないとかという問題ではないと思うので、そういうことも含めて、少し注意をしながら徹底をしていただきたいと思います。お願いします。

学校支援課長 分かりました。ご意見を参考に慎重に精査をしていきたいと思います。

笠原委員 体罰防止ガイドラインの中で、暴言というのは体罰に入ると整理されているのですか。体罰に類するみたいなどころでの扱いなのか。体罰としてきちんと、これが体罰だと、かつて県で体罰防止ガイドラインを作っています。あの中にどういうふうに規定されているか、もう一回教えてください。そうしないと、今の下城委員のご発言に対してのお答えというのは、若干違ってくるかという気がするのです。

学校支援課長 暴言、要は非常に乱暴な言葉遣いとかというのはまた区別して、暴言と、明らかに人格を否定するような内容のことがあれば、我々もその言葉についても、体罰の一種であるとは判断はしております。

笠原委員 体罰防止ガイドラインに、体罰の中に暴言というのが入っているか、入っていないかというのを今は聞いている。判断がどうのこうのではなくて、体罰防止ガイドライン上どうなっているのかをもう一回確認をさせてください。どなたか分かりますか。

保健体育課長 体罰防止ガイドラインの中の記載について確認をします。体罰については、身体に対する侵害を内容とする懲戒、殴る、蹴る、また、肉体的苦痛を与えるような懲戒、正座、直立など特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなどに当たると判断された場合は、体罰に該当するとされております。先ほど委員からご指摘がありました、威圧的な態度や大きな声での言葉、そういったものについては、不適切な指導というような言い方で整理をして指導しております。

笠原委員 ということは、体罰防止ガイドライン上は、不適切な指導なわけで、体罰ではないわけです。ここのところをきちんと確認しておかないと、今のやりとりは成り立たないと思うのです。きちんと体罰防止ガイドラインがあるわけですから、体罰防止ガイドラインに沿って事案を精査し、聞き取りの中で不適切な指導であれば、そういう整理をされているわけですから、その対応をすべきであって、是非その辺を実施する側の方々がきちんと理解をして対応していただくというのが大前提だと思うので、よろしくをお願いします。

学校支援課長 再度、不適切な指導という形での暴言等については、しっかりと指導はします。体罰という形での区別は明確に線を引いて、不適切な指導を行ったという事実についての指導をするという形で確認をしていきますので、よろしくをお願いします。

吉田委員 とは言うものの、やはり同じグループだよね。分けて考えて、そこは体罰ではありませんという、そんなあたかも何もなかった、よかったというように聞こえてくる。例えば、この間、県立精神医療センターで自傷行為をする人に「そんなに自分を傷つけるのだったら山の中でやってこい」的な発言は、叩くよりももっとひどいダメージを与えているわけだから、暴言と同じような形でやはり、分けてではなくて、同じような形で考えて行ってほしいと思います。

笠原委員 体罰防止ガイドラインを作った時代と今の時代は明らかに変わってきている状況があると思うのです。作ったときにはあえて整理をしたわけです。ですから、もしその体罰防止ガイドラインが形骸化してしまうようであれば、意味がないわけです。学校側はやはりそれに沿って、先生方にも指導し、子どもたちも対応しているとするならば、それを今の状況に合わせて、例えば修正加筆、削除等をしていくというのが、当然の流れだと思うので、その辺についても、やはりもう少し中で話し合いをしていただいて、今後に向けて、今、吉田委員がおっしゃったように、その中で学校だけがガラパゴス状態であってもいけないですから、きちんとした判断ができるようなものに、是非、見直しをするかどうかも含めて話し合いをよろしくお願ひしたいと思ひます。

学校支援課長 時代に合った肌感覚というのを合わせていかなければいけないということは、重々承知しておりますので、その辺も含めて、今後の対応についても検討しますので、よろしくをお願いします。

下城委員　私も同じことを思いました。体罰という言葉に、体という、身体という言葉が入っているから、学校教育の歴史の中では、鉄拳制裁が愛の鞭として、指導として当たり前だったみたいな時代に、それはいけないという意味で、特段、特別に、そこを取り出したということで意義があったのだろうと思います。ただ、さすがに今はそうはなくなってきているので、その少なくなっている、それだけを調べるというのではなくて、やはり今の時代に合った、吉田委員が最初に言われたように、人格に対する攻撃・毀損ということ言えば、言葉の暴力というのは、身体暴力以上のものだと思いますので、それも含めて、体罰防止ガイドラインは、体罰と不適切指導と分けるのではなくて、体罰の方に人格、精神的なダメージを与えるような暴力行為というものをやはり加えていく方向で見直していく必要があるのだろうと思いました。よろしくお願ひします。

常陸委員　今の話ですが、やはり暴言という攻撃だけではなくて、そういった、最近はやはり無視、何もしないとかが情報共有をしないと、そういったダメージを与えるような行為というものもあると思いますので、その辺りも含めて、一度ご検討いただければと思います。

もう一点、【質問14】のところで「保護者の皆様にお聞きします」という項目は、先ほどのセクハラの実態把握に関する調査にはなかった項目ですけれども、これはこの質問に対して、保護者の方からアンケートで具体的に情報が上がってくることもあるということですよ。

学校支援課長　そうです。それは想定しております。

常陸委員　それはどれぐらいの件数か把握していますか。

学校支援課長　今、手元には具体の数字がないのですが、ただその内容を見て、よく精査しなければいけないものなのか、単なるご意見だけなのかということ判断するように、一件一件、中身は全部確認しております。

下城委員　よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。それではご質問がないようでしたら以上にしたいと思います。

次に、日程第2の報第3号に移ります。

報第3号

第16期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について

説明者　信太生涯学習部長

生涯学習部長　ファイル04をお開きください。報第3号「第16期神奈川県生涯学習審議会委員の委

嘱について」です。このたび、神奈川県公立小学校長会長、神奈川県PTA協議会長から、新たな委員の推薦がありました。これを受け、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則により、教育長が事務を臨時に代理し、委員の委嘱をしましたので、同規則及び教育委員会の指示事項に基づき、今回報告するものです。

1/4ページの表に記載のとおり、神奈川県公立小学校長会から推薦の遠藤昌司氏、神奈川県PTA協議会から推薦の後藤梢氏です。

2/4ページをご覧ください。報第3号関係の神奈川県生涯学習審議会委員名簿は、新たに委嘱した2名の委員を含めた、5月1日現在の委員名簿です。

3/4ページには、委員の新旧名簿、4/4ページには、新委員の選定理由を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

報第3号についての説明は以上です。

下城委員

何かご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは他にご質問がなければ、次に日程第1の定教第10号議案及び定教第11号議案に入ります。ただいまから非公開の会議に入ります。

会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として、教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、総務室長、指導部長、支援部長、企画調整担当課長、管理担当課長、高校教育課長、特別支援教育課長を指定します。

(10時23分非公開の会議に入り、10時43分公開の会議に戻る)

教育長

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

令和6年5月14日

会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

<非公開会議審議等結果>

日程第1

定教第10号議案

- ・ 高校教育課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第11号議案

- ・ 特別支援教育課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第12号議案

- ・ 生涯学習部長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。